

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
		6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
5番	永井 八千代		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		上田 哲也

【農務課】出席者

主査	羽田野 玲	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後14時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和3年第13回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、永井八千代委員の1名でございます。先ほど川松忠彦委員が若干遅れるという連絡がありました。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」となっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。年の瀬もせまり、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

寒くなってまいりましたので、お体には気を付けていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和3年第13回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は只今17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、8番石田剛士君、9番橋本敦君を指名いたします。

次に日程第2議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求めます。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

番号1番

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在19,351㎡の農地を経営しており、個人で年間70日、世帯では640日農業に従事しています。

3ページの番号2番と4ページの番号7番は受人が同一であるため一括で説明させていただきます。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの2筆は登記地目は田ですが現況は畑です。

売買での所有権移転です。

4ページをお願いいたします。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらは令和3年12月24日から5年間の賃借権の設定です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在1,067㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では180日農業に従事しています。

3ページに戻ります。

番号3番と4番は受人が同一世帯であるため一括で説明させていただきます。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

3番と4番は売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在7,965㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では480日農業に従事しています。

番号5番と4ページの番号6番は受人が同一であるため一括で説明させていただきます。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

大変申し訳ございませんが、ここで議案の訂正をお願いいたします。

渡人吉田みどりさんの渡人事由が高齢化となっておりますが、遠方のための誤りでございます。訂正をお願いいたします。

4ページをお願いします。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年1月1日から5年間の賃借件の設定です。

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で2,573㎡の農地を経営することとなり、個人で年間200日、世帯では400日農業に従事する計画です。

番号8番・9番は受人が同一であるため一括で説明させていただきます。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年2月1日から10年間の賃借権の設定です。

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は、現在青果物の販売を行っている法人で、販売商品の確保と商品供給を安定させるため、賃借権を設定して借り入れるものです。なお、大協青果株式会社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃貸借契約となっております。

5ページをお願いします。

申請件数は合計9件、移動の土地は、田9筆6,109㎡、畑5筆1,499㎡、合計14筆7,608㎡です。

以上9件のうち、番号1番から7番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号8・9番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの2件につきましても、許可要件を満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第64号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第65号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

6ページをお願いします。議案第65号農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。続きまして7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、8ページの総括表をご覧ください。4条の申請件数は、1件転用土地 田 1筆 1,272㎡ 合計1筆1,272㎡です。

以上4条申請 1件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案通り決しました。

次に日程第4議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

つづきまして、9ページをお願いします。

議案第66号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

続きまして10ページをお願いします。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは道路を設置し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場と駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置し、農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは太陽光パネルを設置し、農地区分は第3種農地です

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です

つづきまして、12ページをお願いいたします。

ここからは権利の設定の案件でございます。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利の設定でございます。

こちらは資材置場と駐車場設置し、農地区分は第1種農地ですが既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは農家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要

件を満たしております。

(番号19申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号20申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利の設定でございます。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号21申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は、21件転用土地 田 11筆 4,568㎡ 畑 21筆 5,593.54㎡ 合計32筆 10,161.54㎡です。

以上5条申請 21件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

**【会長】**

6番の転用目的は資材置き場で間違いないか。

**【事務局】**

はい、こちらは資材置場を設置します。

**【会長】**

18番の案件は1種農地で除外で間違いないか。

**【事務局】**

はい、議案では抜けておりますがこちらは除外案件ですので、記入していただくよう、お願いいたします。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。



議案第66号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案14ページをお願いします。議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

15ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は17筆、使用貸借権の設定は2筆です。

貸借期間は令和4年1月10日から令和14年1月9日までです。

17ページをお願い致します。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

ここで大変申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いいたします。

17ページから19ページまでの1番から33番までの案件につきましては、貸借終了は令和13年12月31日ではなく、令和14年12月31日の誤りでございます。こちらは事務局の確認不足であり、大変申し訳ございませんでした。訂正した上で、進めさせていただきます。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は24筆、使用貸借権の設定は9筆です。

貸借期間は令和4年2月1日から令和14年12月31日までです。

20ページ総括表をお願いします。

田 50筆 43,006㎡ 畑 2筆 1,273㎡ になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第68号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案21ページをお願いします。

議案第68号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

22ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

また、こちらの配分計画につきましても、集積と同じように貸借終了日に誤りがありますので、議案の訂正をお願いいたします。

22ページから24ページまでの1番から33番までの案件につきましては、貸借終了は令和13年12月31日ではなく令和14年12月31日の誤りでございます。大変申し訳ございません。訂正した上で、進めさせていただきます。

(申請地、面積を朗読)

賃借権の設定は24筆、使用貸借権の設定は9筆です。

貸借期間は令和4年2月1日から令和14年12月31日までです。

25 ページ総括表をお願いします。

合計 田 31 筆 19,105 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 1,273 m<sup>2</sup>になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、橋本敦委員、小原正広委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第68号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7議案第69号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案26ページをお願いします。

議案第69号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農振除外案件が7件、用途区分変更が2件です。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

27 ページをお願いします。

(番号1 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

こちらは分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号2 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

こちらは農家住宅の一部を設置するための農振除外です。

(番号3 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
資材置場を設置するための農振除外です。

(番号4 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
駐車場を設置するための農振除外です。

(番号5 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
農家住宅を建築するための農振除外です。

(番号6 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
太陽光パネルを設置するための農振除外です。

(番号7 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
福祉施設を建築するための農振除外です。

(番号8 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
農業用倉庫を建築するための用途区分変更です。

(番号9 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)  
農作物の集出荷のための施設を建築するための用途区分変更です。

以上、合計除外件数は7件、田3,368㎡、畑2,377㎡ 合計5,745㎡  
いずれも農振法第13条第2項の要件を満たすものとして、除外相当と考えます。

用途区分変更は2件 田2,203㎡となります。説明は以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第69号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第8 報告第7号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

30 ページをお願いします。

報告第7号現況証明の報告についてです。

現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

31 ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

昭和44年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和36年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

昭和35年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

昭和45年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号5申請地、地目、面積朗読)

昭和40年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、32 ページをお願いします。報告第8号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

33 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号届出です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

共同住宅による転用でございます。

34 ページ総括表をお願いします。

申請件数1件 田1筆 305 m<sup>2</sup> 合計 305 m<sup>2</sup>です。

つづきまして35ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、分譲住宅による転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、36ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号届出(権利設定)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

地役権の設定で、通路による転用でございます。

37ページの総括表をお願いします。

申請件数 6件 田1筆 1㎡ 畑5筆 1,292㎡ 合計1,293㎡です。

つづきまして、38ページをお願いします。

報告第9号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

耕作が困難なことから、賃借権の解除です。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

転用による賃借権の解除です。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

契約の借人を親会社へ変更するための賃借権の解除です。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

売買による賃借権の解除です。

(番号5申請地、地目、面積朗読)

農地中間管理事業に移行するための賃借権の解除です。

(番号6申請地、地目、面積朗読)

農地中間管理事業に移行するための賃借権の解除です。

(番号7申請地、地目、面積朗読)

転用による賃借権の解除です。

40ページの総括表をお願いします。

申請件数 7件 田 8筆 8,413㎡ 畑 1筆 合計9筆 合計9,442㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和3年第13回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時48分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

8番委員

石田 剛士

9番委員

橋本 淳